

議案第 6 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 2 年 3 月 2 1 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

保険料の負担軽減措置を継続するために交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を活用できるよう基金の処分事由を改正する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成
20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「平成20年度及び平成21年度において、」を削り、「又は
附則第18項」を「、附則第18項又は附則第23項」に改め、同条第5号中
「平成21年度において、」を削り、同条第6号中「平成21年度において、」
及び「第14条第1項第1号及び」を削り、「附則第21項まで」の右に「又は
附則第24項から附則第26項まで」を加える。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め
る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。